

戸籍の見かた

本籍氏名	岡山県岡山市北区大供一丁目111番地 ← 岡山 実 ←	本籍欄 筆頭者氏名欄
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成14年9月13日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記録されている者	【名】実 【生年月日】昭和48年3月7日 【配偶者区分】夫 【父】岡山茂雄 【母】岡山恵子 【続柄】長男	
身分事項 出生	【出生日】昭和48年3月7日 【出生地】岡山県岡山市 【届出日】昭和48年3月14日 【届出人】父	
婚姻	【婚姻日】平成3年12月17日 【配偶者氏名】倉敷さくら 【従前戸籍】岡山市大供一丁目111番地 岡山茂雄	
戸籍に記録されている者	【名】さくら 【生年月日】昭和50年5月4日 【配偶者区分】妻 【父】倉敷秀夫 【母】倉敷榮 【続柄】二女	
身分事項 出生	【出生日】昭和50年5月4日 【出生地】岡山県岡山市 【届出日】昭和50年5月16日 【届出人】父	
婚姻	【婚姻日】平成3年12月17日 【配偶者氏名】岡山実 【従前戸籍】岡山市西大寺上二丁目7番 倉敷秀夫	
戸籍に記録されている者	【名】一郎 ← 【生年月日】平成5年5月5日 ← 【父】岡山実 ← 【母】岡山さくら ← 【続柄】長男 ←	名欄 生年月日欄 父母欄 父母との続柄欄
身分事項 出生	【出生日】平成5年5月5日 【出生地】岡山県岡山市 【届出日】平成5年5月11日 【届出人】父	

婚姻届の書き方

届出期間	届出をした日から効力を生じるため、届出の期間はありません。
届出地	夫または妻の本籍地、あるいは所在地の市区町村役場
届書通数	岡山市に届出されるときは、一通だけ提出してください。
届出人	夫及び妻 ※届出人が署名した届書を届出人以外の方が使者として提出することもできます。

【その他の注意事項】

- ◎ 婚姻することができる年齢は男女ともに18歳以上の方です。
- ◎ オリジナルの用紙が使われる場合には必ずご相談ください。
届書によっては受付及び受理ができないことがあります。
- ◎ 届書を提出されるときに、窓口に来られた方のご本人確認をさせていただきます。
運転免許証等の本人確認書類をご持参ください。
- ◎ 住所の変更のある方は、別に住民異動届が必要となります。
住民異動届は時間外窓口では受付できません。異動した日から2週間以内の開庁時間内に窓口にお越しください。なお、岡山市外から市内へ住所が変わるときは、**前住所地の転出証明書**が必要となります。
- ◎ マイナンバーカードをお持ちの方で、婚姻に際して住所や氏名の変更がある方は届書と一緒にご持参ください。（開庁時間内に限ります）

※時間外窓口について※

- ・ 夜間や休日の届出の場合、各区役所の宿直にて受付が可能です。
- ・ 宿直では届書のお預かりのみで書類審査はできません。
- ・ 本人確認をいたしますので運転免許証等の本人確認書類をご持参ください。
- ・ 不備がある場合には後日連絡の上、来庁をお願いする場合があります。
- ・ あらかじめ開庁時間に戸籍の窓口で届書の記載内容の確認をしておいてください。

その他ご不明な点は、各区役所市民保険年金課（裏面参照）へお問い合わせください。

婚姻届
令和 元年 5月 1日届出
(あて先) 岡山県岡山市北区長

(1)	(よみかた)	夫 になる 人		妻 になる 人	
	氏名	おか やま いち ろう	だい く はな こ	氏名	大 供 花 子
(2)	生年月日	平成 5 年 5 月 5 日		平成 7 年 3 月 3 日	
	住所	岡山市北区大供一丁目 1番1号 大供マンション107号		岡山県倉敷市西中新田 640番地	
(3)	本籍	岡山市北区大供一丁目		岡山県笠岡市笠岡	
	筆頭者の氏名	岡山 実		大供 明治	
(4)	父母及び養父母の氏名 父母との続柄	父 岡山 実	母 母	父 大供 明治	母 母
	続柄	長男	二女	養父	養母
(5)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏 <input checked="" type="checkbox"/> 妻の氏 新本籍(左の○の氏の人すでに戸籍の筆頭者になっているときは書かないでください。) 岡山市北区大供一丁目 1番			
	同居を始めたとき	令和 元年 5 月		結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください	
(6)	初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (死別 年月日 / 離別 年月日)		<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (死別 年月日 / 離別 年月日)	
	同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事のしている者のいない世帯			
(7)	夫妻の職業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
	夫の職業			妻の職業	
(8)	届出人署名 (※押印は任意)	夫 岡山 一郎		妻 大供 花子	

届書は長年保存しますので、鉛筆や消せるボールペンなどの消えやすいもので書かないでください。なるべく黒インクまたは油性ボールペンなどで書いてください。届書に書き込むときは、楷書ではっきりと戸籍のとおり記入してください。□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

- (1) 氏名は旧姓で記入してください。
- (2) 届書に書く住所は住民登録をしているところを書いてください。居所はふくみません。住所の記入は住民票のとおりを書いてください。婚姻届と同じ日に転入(転居)届をされる方のみ新しい住所を書いてください。(転入届には転出証明書が必要です。)
- (3) 「筆頭者氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。(裏面「戸籍の見かた」参照)
- (4) 夫か妻どちらかの氏を選び婚姻後の夫婦の氏を決めてください。(外国人との婚姻を除く)
 - 夫の氏 の場合、婚姻後に氏が変わるのは妻の方です。
 - 妻の氏
 - 例) 妻の「大供 花子」が夫の氏で婚姻により「岡山 花子」となる
 - 夫の氏
 - 妻の氏 の場合、婚姻後に氏が変わるのは夫の方です。
 - 例) 夫の「岡山 一郎」が妻の氏で婚姻により「大供 一郎」となる
 - をした氏の人戸籍の筆頭者となっていない場合には夫婦につき新しい戸籍がつくられますので希望する本籍を書いてください。新本籍は土地の地番(番地)住居表示による街区符号(番)で表示することができます。土地の地番での表示(番地)の場合は最後まで書いてください。住居表示の街区符号(番)の場合、後の建物の表示(号)は不要です。マンション等の建物名は書かないでください。
- (6) 再婚のときは直前の婚姻について記入してください。内縁のものはふくまれません。
- 上記の養父母以外にも養父母のある方はこちらに記入してください。
 - 【例】
 - 妻は 養父「吉備 武士」の養女
 - 養母「吉備 冬子」

証人	署名 (※押印は任意)	総社 二郎	総社 桃子
	生年月日	昭和 43 年 11 月 30 日	昭和 44 年 1 月 7 日
住所	岡山市南区片岡	岡山市南区片岡	
	207番地	207番地	
本籍	岡山市中区国富	岡山市中区国富	
	228番地	228番地	

成年者(18歳以上)2人の署名・生年月日・住所・本籍すべての記入を必要とします。証人欄は証人の方ご本人にすべて記入してもらってください。

☆取り扱い窓口及びお問い合わせ先

各区役所市民保険年金課	岡山市北区役所	市民保険年金課	(086)803-1123
各支所	中区役所	市民保険年金課	(086)901-1616
各地域センター	東区役所	市民保険年金課	(086)944-5018
古都・朝日市民サービスセンター	南区役所	市民保険年金課	(086)902-3516